

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1266号)

平成26年5月15日

横 情 審 答 申 第 1 2 6 6 号

平 成 2 6 年 5 月 1 5 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月29日教西指第411号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「特定年月日特定中学校の授業中に担当教諭である特定教諭が生徒の頭を殴った。」という暴行事件が発生し、同じクラスの生徒35人が目撃した。私は本件について特定中学校校長に事実確認を行ったところ、「既に教育委員会には報告した。詳細を話すことは出来ない」との回答であった。したがって、私は本暴行事件に関して、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。なお、本件は警察署が事情聴取をしており、それ程生徒の生命に係わる重大な事案であるので報告書が無いことは想定できない。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「「特定年月日特定中学校の授業中に担当教諭である特定教諭が生徒の頭を殴った。」という暴行事件が発生し、同じクラスの生徒35人が目撃した。私は本件について特定中学校校長に事実確認を行ったところ、「既に教育委員会には報告した。詳細を話すことは出来ない」との回答であった。したがって、私は本暴行事件に関して、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。なお、本件は警察署が事情聴取をしており、それ程生徒の生命に係わる重大な事案であるので報告書が無いことは想定できない。」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「「特定年月日特定中学校の授業中に担当教諭である特定教諭が生徒の頭を殴った。」という暴行事件が発生し、同じクラスの生徒35人が目撃した。私は本件について特定中学校校長に事実確認を行ったところ、「既に教育委員会には報告した。詳細を話すことは出来ない」との回答であった。したがって、私は本暴行事件に関して、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。なお、本件は警察署が事情聴取をしており、それ程生徒の生命に係わる重大な事案であるので報告書が無いことは想定できない。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年10月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、インターネット交流サイト上の書き込みから、特定教員が特定生徒に対して暴行を行ったことを前提に、当該事案について、学校長から教育委員会へ提出された報告書の開示を求めているものである。

したがって、非開示決定を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち本件申

立文書が実施機関に提出されたことが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち本件申立文書が実施機関に提出されていないことを答えることになる。

その結果、特定教員が行った特定生徒に対する暴行の事実の有無が明らかになり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

- (2) 本件申立文書が実施機関に提出されたという事実の有無は、特定生徒及び特定教員に関する情報であって、特定生徒及び特定教員を識別することができるものであることから条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 条例に違反して非開示となっているため、本件申立文書の開示を求める。
- (2) 申立人は実施機関に対し、その職責として、学校長の報告・説明とは別に、今回の暴行事件を独自に調査し、事実検証し、判断し、回答することを要請した。しかし、実施機関は、学校長の説明をただ鵜呑みにし、生徒及び特定教員への聞き取り等の独自の調査をすることなく回答したものであり、何ら説明責任を果たしていない。
- (3) 本件申立文書の開示は、生徒の生命・精神の安全を守るためにも社会的に必要不可欠な当然の要請であり権利である。
- (4) 申立人は、開示すべき行政文書そのものが作成されていないのではないかとの疑念を持っている。電話のみによる口頭の調査で終わらせるような事件ではない。文書による報告書が存在するはずであり、もし電話のみによる調査で報告書が作成されていないのであれば、これは明らかな公務員の職務怠慢である。

したがって、「本件申立文書の存在の有無の明示」、「無い場合は、職務として作成する義務付け又は強制・指導」、「作成されている場合は一定の秘密情報を保護した開示」は当然の社会的要請であり権利である。

5 審査会の判断

- (1) 本件請求について

申立人は、「「特定年月日特定中学校の授業中に担当教諭である特定教諭が生徒の頭を殴った。」という暴行事件が発生し、同じクラスの生徒35人が目撃した。私

は本件について特定中学校校長に事実確認を行ったところ、「既に教育委員会には報告した。詳細を話すことは出来ない」との回答であった。したがって、私は本暴行事件に関して、特定中学校から教育委員会に提出された報告書の開示を請求する。なお、本件は警察署が事情聴取をしており、それ程生徒の生命に係わる重大な事案であるので報告書が無いことは想定できない。」とする本件請求を行っている。また、本件請求に係る開示請求書にはインターネット交流サイト上のやりとりと思われる文書が添付されており、複数の生徒の名前が実名で記載されていることが認められる。

したがって、本件請求は、特定教員が特定生徒に対し暴行事件を起こしたこと、特定個人が学校長に事実確認を行ったこと及びインターネット交流サイト上のやりとりで複数の生徒が暴行事件を話題にしているという事実関係を前提に、特定教員、特定生徒、特定個人及び複数の生徒を名指しし、特定中学校が実施機関に提出したとされている報告書を請求しているものである。

これらの点を踏まえると、本件請求は、上記の特定教員が特定生徒に暴行事件を起こしたこと等の事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものと解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、「特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在について応答することによって、開示したのと同様の効果が生じること」及び「開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があるこ

と」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうこととなるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。もっとも、同号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

ウ 本件請求は、特定教員が特定生徒に対し暴行事件を起こしたこと、特定個人が学校長に事実確認を行ったこと及びインターネット交流サイト上のやりとりで複数の生徒が暴行事件を話題にしているという事実の有無を前提とする文書の開示を求めるものであり、本件請求は特定の者を名指しして行われたものであることが認められる。

そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件申立文書が存在すること、すなわち特定教員が特定生徒に対し暴行事件を起こしたこと、特定個人が学校長に事実確認を行ったこと及びインターネット交流サイト上のやりとりで複数の生徒が暴行事件を話題にしている事実があるという情報を明らかにすることとなる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合には、特定教員が特定生徒に対し暴行事件を起こしたこと、特定個人が学校長に事実確認を行ったこと及びインターネット交流サイト上のやりとりで複数の生徒が暴行事件を話題にしている事実がないことを明らかにすることとなる。

このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、当該情報は、同号ただし書ア及びイに該当しない。さらに、仮に本件申立文書に特定教員の職務遂行に係る情報が記載されているとしても、申立人が求めている情報は、特定教員が暴行事件を起こしたという認識を前提とするものである。そもそも暴行事件を起こすことは特定教員に分任された職務遂行の内容に係る情報であるとは認められないから、同号ただし書ウにも該当しない。

エ これらのことから、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とする非開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、開示請求をなされた事項について、特定教員が特定生徒に対し暴行事件を起こしたこと、特定個人が学校長に事実確認を行ったこと及びインターネット交流サイト上のやりとりで複数の生徒が暴行事件を話題にしている事実があるか否かという、非開示となる情報を開示したのと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

オ なお、申立人はその他種々主張するが、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年11月29日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年12月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年1月10日 (第247回第二部会)	・諮問の報告
平成26年1月16日 (第167回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・諮問の報告
平成26年2月6日 (第168回第三部会)	・審議
平成26年3月14日 (第170回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成26年4月17日 (第171回第三部会)	・審議